

船舶インシデント調査報告書

令和4年11月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年5月2日 18時30分ごろ
発生場所	和歌山県那智勝浦町磯崎南方沖 浦神港口灯台から真方位195°630m付近 （概位 北緯33°34.2′ 東経135°56.1′）
インシデントの概要	プレジャーヨット星奈は、錨泊中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年5月17日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット 星奈、5トン未満（長さ7.8m） 235-34591兵庫、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力36.80kW、回転数毎分6,000、3気筒、ボア70.0mm、使用燃料ガソリン、平成7年12月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、クルージングの目的で、和歌山県串本町串本港に向けて航行中、船外機の警報が鳴ったので、同町浦神港沖に錨泊後、船外機を停止した。</p> <p>船長は、風が収まってきたので、船外機を始動しようとしたが始動できず、航行不能と判断して118番通報を行い、本船は来援した巡視艇により串本港にえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント後、船長が、船外機のキャブレターを分解清掃したところ、水混じりのガソリンが確認された。</p> <p>船長は、クルージングの全行程の必要燃料を携行缶5缶で確保していたが、自宅近くに携行缶へのガソリン販売を行ってくれるガソリンスタンドがなかったので、半年前からオートバイでガソリンを買いに行き、オートバイのガソリンタンクから携行缶へガソリンを入れ替える作業を何度も行っていた。</p> <p>船長は、オートバイのガソリンタンク最下部に溜まっていた水や錆を含むガソリンが携行缶に入ってしまったと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、本船の船外機には油水分離機が設置されていたものの、航</p>

	<p>行中、波により船体が大きく動揺したので、その際にガソリンと水とがキャブレターに混入したと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、本船を令和元年12月に購入後、令和2年に船外機のキャブレターの点検を行ったものの、それ以降は点検を行っていなかった。</p> <p>航行中に鳴った警報は、本インシデント後、船外機のトリム角異常を知らせるものであり、トリム角センサーの誤報であることが判明した。</p>
分析	<p>本船は、航行中、船体が動揺した際、水を含むガソリンがキャブレターに混入したことから、船外機を停止して錨泊後、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、自宅近くに携行缶へのガソリン販売を行ってくれるガソリンスタンドがなかったことから、オートバイでガソリンを買いに行き、オートバイのガソリンタンクから携行缶へガソリンを入れ替える際、オートバイのガソリンタンク最下部に溜まっていた水や錆を含むガソリンが携行缶に入ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、航行中、船体が動揺した際、水を含むガソリンがキャブレターに混入したため、船外機を停止して錨泊後、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不純物が混入した燃料油を使用しないこと。